主 文

本籍上告を棄却する。

理 由

弁護人小早川輝雄の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、第一審判決には、被告人に累犯加重の原因となる前科のある事実を認めながら、本件各罪の懲役刑につき刑法五六条一項、五七条を適用しなかつた違法があり、また原判決には、これを看過した違法があるけれども、本件上告は被告人の申立にかかるものであり、右違法は刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四八年九月二〇日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫